あいち障害者福祉プラン

2021-2026概要

第４期愛知県障害者計画

第６期愛知県障害福祉計画及び第２期愛知県障害児福祉計画

|  |
| --- |
| 第１章　プラン策定の趣旨　【両計画共通】 |

国と県、市町村が総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制を作っていくため、障害福祉に関する総合計画として、都道府県が策定すべき３つの法定計画を一体的に策定します。

・障害者基本法第11条第２項に基づく「都道府県障害者計画（第４期）」

・障害者総合支援法第89条第１項に基づく「都道府県障害福祉計画（第６期）」

・児童福祉法第33条の22第１項に基づく「都道府県障害児福祉計画（第２期）」

|  |
| --- |
| 第２章　プランの基本的な考え方　【両計画共通】 |

１　基本理念

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

２　基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の９つの考え方のもとに、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

|  |
| --- |
| １　障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします２　障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）３　手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）４　県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします５　希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします６　グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします７　福祉施設から一般就労への移行を推進します８　障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます９　障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します |

３　計画期間

2021年度～2026年度（６か年）

ただし、障害福祉計画（障害児福祉計画）に該当する部分は、国の障害福祉計画策定に係る基本指針に即して、2021年度～2023年度（３か年）とします。

４　区域の設定

施策の広域的な実施区域として、２次医療圏及び老人福祉圏域と同一の11の障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を設定します。

５　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

計画を推進するに当たっては、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現のため、ＳＤＧｓの理念を意識しながら、施策に取り組みます。

|  |
| --- |
| 第３章　現状　【両計画共通】 |

※　障害のある人の状況や障害福祉サービスの利用状況等を記載します。

|  |
| --- |
| 第４章　展望　【両計画共通】 |

１　2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿

本県の人口は、2020年～2025年頃をピークに減少に転じる見通しです。また、高齢化が進行し、障害のある人も、高齢化に伴い、重度化が進むことが見込まれます。

こうした中、持続可能な社会を実現していくためには、お互いの人格や価値観、多様な文化を認め合う寛容さを持ちながら、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

2040年に向けて、行政だけではなく、企業、ＮＰＯ、地域住民など地域のあらゆる関係者が協働して、すべての人々が、お互いの特性を理解し、支え合い、誰一人取り残さない社会をつくっていきます。

２　施策体系図

基本理念である「地域共生社会の実現」をめざし、障害のある人が地域で、安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、３つの視点から、国の障害者基本計画に準じて、９つの施策分野を体系化し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

自分らしく

暮らし続ける

安心して

暮らし続ける

３つの視点

地域で

暮らし続ける

９　文化芸術活動・スポーツ等の振興

８　教育の振興

７　雇用・就業、経済的自立の支援

９つの施策分野

６　保健・医療の推進

５　自立した生活の支援・意思決定支援の推進

４　権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実

３　防災・感染症対策・防犯の推進

２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

１　安全・安心な生活環境の整備

|  |
| --- |
| 第５章　各分野における障害者施策の基本的な方向　【障害者計画として位置づけ】 |

|  |
| --- |
| 視点１　地域で暮らし続ける |

　施策分野１　安全・安心な生活環境の整備

施策の方向性

○　グループホームの整備促進と総合的なサポート

○　住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進と民間賃貸住宅の入居支援

○　「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づくバリアフリーの推進

○　身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の普及啓発

　施策分野２ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策の方向性

○　障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信とＩＣＴの活用機会の拡大

○　手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発

○　障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会の確保

○　意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上等

○　学校等の設置者による手話言語の普及等の取組

　施策分野３　防災・感染症対策・防犯の推進

施策の方向性

○　障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

○　避難誘導や避難所等における障害の特性に応じた支援

○　浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内のいずれかにあり、市町村の定める地域防災計画に記載のある障害者施設・事業所における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施の推進

○　新型コロナウイルス感染症予防対策、感染患者の支援体制の整備

○　新型コロナウイルス感染患者や介護、支援等にあたる職員等への偏見や差別の防止

○　防犯対策や消費者トラブル防止に向けた取組の推進

|  |
| --- |
| 視点２　安心して暮らし続ける |

　施策分野４ 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実

施策の方向性

○　障害を理由とする差別の解消の推進

○　障害者差別解消法の見直しを踏まえた愛知県障害者差別解消推進条例の見直しの検討

○　虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止

○　成年後見制度など権利擁護を目的とした支援の利用促進

○　権利擁護に係る研修の障害当事者参画による開催の推進

　施策分野５ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

施策の方向性

○　自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方への意思決定支援の推進

○　障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等の充実

○　医療的ケア児者の地域の支援体制の充実

○　福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた取組の推進

　施策分野６ 保健・医療の推進

施策の方向性

○　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

○　精神に障害のある人やこころに悩みを抱える人への相談支援の実施

○　医療費の助成、難病医療ネットワークの充実・強化など総合的な難病対策の推進

○　愛知県医療療育総合センターを拠点とした高度専門的な医療の提供等

○　民間法人による重症心身障害児者施設の整備への支援

○　高次脳機能障害の支援拠点機関を中心とした支援の充実及び障害者基幹相談支援センターの対応力向上

○　医療費の負担軽減

○　福祉サービスと連携した保健サービスの提供

|  |
| --- |
| 視点３　自分らしく暮らし続ける |

　施策分野７ 雇用・就業、経済的自立の支援

施策の方向性

○　障害の特性に応じた総合的な就労支援と民間企業等における障害者雇用の促進

○　就労継続支援事業者の確保や工賃水準の改善など福祉的就労の底上げ

○　福祉施設から一般就労に取り組む就労継続支援事業者への支援

　施策分野８ 教育の振興

施策の方向性

○　インクルーシブ教育システムの推進

○　教育、医療、福祉、労働等、関係機関のネットワーク作り

○　教員の専門性の向上

○　基礎的環境整備など教育諸条件の整備

○　学校と労働・福祉等の関係機関の連携による就労支援

○　大学等高等教育機関との連携による情報発信

　施策分野９ 文化芸術活動・スポーツ等の振興

施策の方向性

○　文化芸術活動の促進・あいちアール・ブリュット(※)の取組の推進

○　愛知県図書館と点字図書館等の連携による視覚障害者等の読書環境の整備

○　スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

※　あいちアール・ブリュット

障害のある人の文化芸術活動を通じて、障害のある人の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。



「まねきねこ」

小林真由

(㈱シスムエンジニアリング)



「さかなが大集合」

野澤将矢

(ネッツトヨタ中部㈱)



「とりの枝」

大西達也

(㈱ほていや)



「マレーバクが夢を食べている所」

奥野誠也

(㈱ジェイグループホールディングス)

|  |
| --- |
| 第６章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標　【障害福祉計画として位置づけ】 |

|  |
| --- |
| １　福祉施設の入所者の地域生活への移行 |

目標

①　地域生活移行者数の増加

2019年度末から2023年度末における地域生活移行者数を142人とする。

②　施設入所者数の削減

2023年度末までの施設入所者削減数を61人とする。

計画期間の取組

ア　住まいの確保　　　　　　　　　　　　イ　日中活動の場の確保

ウ　相談支援体制の充実　　　　　　　　　エ　経済的な自立支援

オ　地域における理解の促進　　　　　　　カ　地域生活を体験する機会の提供

キ　施設における支援の充実

|  |
| --- |
| ２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |

目標

①　地域における平均生活日数の増加

2023年度における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

②　精神病床における１年以上長期入院患者数の減少

2023年度末の精神病床における65歳以上の１年以上長期入院患者数、65歳未満の１年以上長期入院患者数を次のとおりとする。

精神病床における慢性期入院需要

(1) 65歳以上患者数　2,349人　　　　(2) 65歳未満患者数　2,549人

③　精神病床における早期退院率の上昇

2023年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。

(1) 入院後３か月時点の退院率：69％　(2) 入院後６か月時点の退院率：86％

(3) 入院後１年時点の退院率　：92％

計画期間の取組

ア　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

イ　地域生活への移行に向けた支援　　　　ウ　地域生活支援

エ　住まいの確保　　　　　　　　　　　　オ　日中活動の場の確保

カ　地域における理解の促進

|  |
| --- |
| ３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実 |

目標

①　地域生活支援拠点等の確保

2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも１つ確保する。

②　地域生活支援拠点等の運用状況の検証等

各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。

計画期間の取組

ア　地域生活支援拠点等の確保

イ　情報収集・情報提供による市町村支援

|  |
| --- |
| ４　福祉施設から一般就労への移行等 |

目標

①　福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

2023年度における年間一般就労移行者数を1,736人とする。

就労移行支援事業所：1,269人　　　就労継続支援Ａ型事業所：213人

就労継続支援Ｂ型事業所：155人　　その他：99人

②　就労定着支援事業の利用者数の増加

2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を７割とする。

③　就労定着支援事業所における就労定着率の向上

2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率８割以上を達成する事業所を全体の７割以上とする。

計画期間の取組

ア　一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

イ　就労定着支援事業等の質の向上

ウ　職業能力開発支援

エ　企業等に対する働きかけ・支援

オ　労働関係機関の就労支援策等の活用

カ　一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

キ　特別支援学校におけるキャリア教育の推進

|  |
| --- |
| ５　障害児支援の提供体制の整備等　【障害児福祉計画部分】 |

目標

①　児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(1) 2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する。

※　ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする。

(2) 2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

（注）目標は、全ての市町村でサービスを利用できる体制の構築であり、全ての市町村に当該事業所を確保するものではない。

②　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

2023年度末までに、県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。

③　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2023年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保する。

※　ただし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととする。

④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

2023年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

※　ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする。

計画期間の取組

ア　児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実

イ　重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の構築

ウ　経済的負担の軽減

エ　愛知県医療療育総合センターを中心とした支援体制の充実

オ　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

|  |
| --- |
| ６　相談支援体制の充実・強化等 |

目標

○　相談支援体制の充実・強化等

2023年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

計画期間の取組

ア　情報収集・情報提供による市町村支援

|  |
| --- |
| ７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |

目標

○　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2023年度末までに､都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

計画期間の取組

ア　市町村の職員等に対する障害福祉サービス等に係る研修の参加の働きかけ

イ　事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有

ウ　福祉サービス第三者評価制度等の活用の推進

|  |
| --- |
| 第７章　障害福祉サービス等の見込量と確保策等　【障害福祉計画として位置づけ】 |

|  |
| --- |
| １　障害福祉サービス等の見込量と確保策 |

１　主なサービス等の見込量　　　　　　　　　　　　　※　市町村の見込量の積み上げ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス等種別 | 2020年3月実績 | 2023年度見込量 |
| 訪問系サービス | 528,669時間／月 | 666,788時間／月 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 283,101人日／月 | 313,825人日／月 |
| 就労移行支援 | 35,926人日／月 | 49,404人日／月 |
| 就労継続支援Ｂ型 | 193,917人日／月 | 256,103人日／月 |
| 福祉型短期入所 | 16,048人日／月 | 25,648人日／月 |
| 居住系サービス | グループホーム | 6,077人　／月 | 8,208人　／月 |
| 施設入所支援 | 4,025人　／月 | 3,949人　／月 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 10,306人　／月 | 13,154人　／月 |
| 障害児支援 | 児童発達支援 | 55,413人日／月 | 73,506人日／月 |
| 障害児相談支援 | 2,941人　／月 | 4,388人　／月 |

２　サービスの確保策

(1) 訪問系サービス

○　全ての居宅介護事業者が重度訪問介護を実施することを目指し、働きかけます。

○　居宅介護事業者等に対して、行動援護、同行援護、喀痰吸引等事業への参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

○　ＮＰＯなど多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。

○　看護職員を配置した福祉型強化短期入所サービスの提供を進めます。

(3) 居住系サービス

○　グループホームの量的な整備を推進します。

(4) 相談支援

○　相談支援従事者等研修を実施し、相談支援専門員の確保を図ります。

○　相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、助言やネットワーク構築に向けた指導・調整など広域的専門的な支援を行います。

(5) 障害児支援

○　児童発達支援管理責任者研修を実施するなど、人材の養成に努めます。

|  |
| --- |
| ２　圏域の現状とサービス見込量 |

※　圏域ごとに、障害福祉サービスの利用状況や今後の見込量等を記載します。

|  |
| --- |
| ３　障害福祉サービス等以外の見込量と確保策 |

１　子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、市町村と連携し、ニーズの把握を行うとともに、「あいち はぐみんプラン2020-2024」と調和を図りながら、その提供体制の整備に取り組みます。

２　医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置

医療的ケア児等を支える地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を進めるため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成に努めます。

３　就労支援

一般就労への支援を行うとともに、愛知労働局を始めとする関係機関との連携の強化を図り、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組みます。

４　発達障害のある人に対する支援

愛知県医療療育総合センターに設置した「あいち発達障害者支援センター」を中心として、医療、保健、福祉、労働、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制の整備に取り組みます。

また、発達障害の早期発見や発達支援、成人期の発達障害のある人への支援方策等について、「発達障害者支援体制整備推進協議会」において、引き続き検討します。

５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健所が市町村へ必要に応じた支援を行い、精神保健福祉センターにおいては人材育成・研修等を進め、重層的な連携による支援体制の構築を進めます。

６　障害福祉サービスの質を向上させるための取組

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対して、指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有します。

７　障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置

研修等を通じた人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

|  |
| --- |
| ４　県の地域生活支援事業の実施に関する事項 |

１　専門性の高い相談支援事業

ア　発達障害者支援センター運営事業

イ　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

ウ　障害児等療育支援事業

エ　障害者就業・生活支援センター運営事業

２　広域的な支援事業

ア　相談支援体制整備事業

イ　精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ウ　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

３　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

ア　手話通訳者養成研修事業

イ　手話通訳者派遣事業

ウ　要約筆記者養成研修事業

エ　要約筆記者派遣事業

オ　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

カ　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

キ　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

ク　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

ケ　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

４　人材育成等その他の事業

ア　障害支援区分認定調査員等研修事業

イ　相談支援従事者等研修事業

ウ　サービス管理責任者等研修事業

エ　身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

オ　視聴覚障害者情報提供施設運営事業

カ　盲人ホーム事業

キ　障害者社会参加促進事業

|  |
| --- |
| ５　新型コロナウイルス感染症への対応 |

障害福祉サービス事業所が継続的にサービスを提供できるよう、国の動向を注視しながら、必要な事業を速やかに実施し、障害福祉サービス事業所に対する支援を進めます。

|  |
| --- |
| 第８章　目標一覧　【両計画共通】　（障害者計画12項目、障害福祉計画16項目） |

１　障害者計画に関する事項（主な目標）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 障害者基本計画の目標 | 県の現状値（直近の値） | 本計画の目標 |
| 共同生活援助のサービス見込量 | 地方公共団体が作成する第５期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定 | 6,077人（人／月）（2020年3月） | 8,208人（人／月）（2023年） |
| 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合 | 中核市等100％（2022年度） | 100％（4/4市）(2020年4月1日) | 100％（2022年度） |
| その他市町村100％（2022年度） | 94％(47/50市町村)(2020年4月1日) | 100％（2022年度） |
| 成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合 | － | 7.4％(4/54市町村)(2019年10月1日) | 100％(2021年度) |
| 障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率 | 90％（2022年度） | 90.4％（2018年度） | 100％(2022年度) |
| 障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）の実績額 |  前年度比増（～2022年度） | 11,697,637円（2019年度） | 過去調達実績最高額を上回る(2026年度) |
| 就労継続支援Ｂ型事業所の月額平均工賃額 | 地方公共団体が作成する第５期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定 | 16,888円（2019年度） | 計画策定後に設定 |
| あいちアール・ブリュット展開催回数 |  － | 年間３回ｻﾃﾗｲﾄ展含む（2019年度） | 毎年度３回実施(2026年度) |
| 障害者スポーツ参加促進事業の参加者数 | － | 619人（2019年度） | 650人（2021年度） |

２　障害福祉計画に関する事項

※　第６章で設定した成果目標を再掲します。

|  |
| --- |
| 第９章　計画の推進　【両計画共通】 |

計画の推進に当たっては、行政機関、教育機関、子育て支援機関、障害者団体やサービス事業者、医療機関など関係者の御意見を聴きながら、連携・協働して進めていきます。

また、ＰＤＣＡサイクルを確立するため、毎年度、計画で設定した目標の達成状況を把握し、愛知県障害者施策審議会及び愛知県障害者自立支援協議会において、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行うとともに、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。